

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成30年2月16日作成)

法令名	社会福祉士及び介護福祉士法
根拠条項	附則第20条第1項
許認可等の種類	登録特定行為事業者に係る登録
法令の定め	附則第20条第1項 自らの事業又はその一環として、特定行為（認定特定行為業務従事者が行うものに限る。）の業務（以下「特定行為業務」という。）を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
審査基準	未設定（審査基準が法令の定めに尽くされている）
標準処理期間	総期間 14日・ 日 （注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・ 日 （ ） 処分機関 14日・ 日 （ ）
処分担当課	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課介護運営グループ （電話番号：011-231-4111 内線25-667）
申請先	同上（電話番号： ）
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/tankyuu/tankyuuoshirase.htm